

習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例

令和7年

4月1日

施行

STOP!

「生活環境が損なわれる給餌」とは、公共の場所において、動物のふん尿や毛、羽により周囲の人たちの迷惑となるような事態（複数人からの苦情・相談がある常習的なもの）を生じさせている動物へのエサやりを指します。地域猫活動などの給餌そのものを禁止するものではありませんが、餌やふん等のこまめな掃除をし、給餌によって周辺の生活環境に悪影響を生じさせないよう、心がけましょう。



ポイ捨て ペットのフンの放置

ポイ捨て等禁止 No Littering

禁止乱扔垃圾 쓰레기 포이 버리기 금지

※ポイ捨てやペットのフンの放置は、市内全域で禁止です。

迷惑なエサやり

迷惑なエサやり禁止 No Nuisance feeding

禁止滋扰性喂食 성가신 미끼 금지



上記の禁止行為を市内各駅周辺の重点区域内で行った場合 **過料2,000円**が科されます

令和7年4月1日

習志野市ポイ捨て等及び生活環境が
損なわれる給餌の防止に関する条例

重点区域

【目的】 ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を防止することにより、
清潔できれいなまちづくりを推進すること

京成大久保駅周辺重点区域



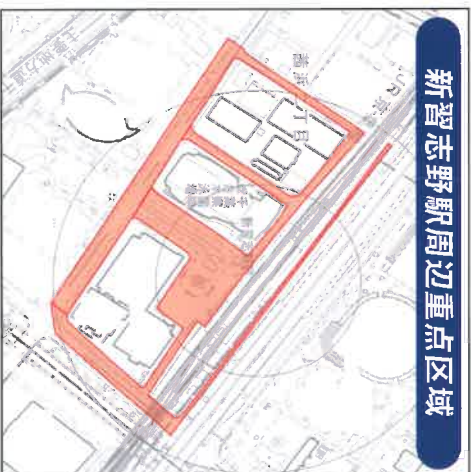
京成津田沼駅周辺重点区域



実籾駅周辺重点区域



新習志野駅周辺重点区域



谷津駅周辺重点区域



JR津田沼駅・新津田沼駅周辺重点区域



お問い合わせ (ポイ捨て等)
(迷惑なエサやり) 習志野市 環境政策課

習志野市クリーンセンタークリーン推進課

☎047-453-5577
☎047-453-5579